

令和7年8月29日開催

令和7年度  
燕市農業委員会第5回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第5回総会 議事録

1. 開催日時 令和7年8月29日(金曜日)  
午前9時30分～午前9時52分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(24名)

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 小川 芳秀  | 11番 矢澤 実   | 23番 小杉 祥子 |
| 2番 片桐 正敏  | 12番 荻原 一郎  | 24番 三浦 哲郎 |
| 3番 和田 正春  | 13番 藤田 浩介  | 25番 澁木 誠治 |
| 4番 遠藤 忠夫  | 14番 長谷川 治仁 | 26番 江口 保  |
| 5番 瀬戸 一義  | 15番 山浦 博   |           |
| 6番 阿部 恵作  | 17番 大矢 陽子  |           |
| 7番 山田 直子  | 19番 澤口 隆行  |           |
| 8番 岩野 稔   | 20番 土田 喜七  |           |
| 9番 山崎 登美雄 | 21番 五十嵐 博子 |           |
| 10番 江辺 耕一 | 22番 笹川 勇雄  |           |

4. 欠席委員

欠席 2名 16番 志田 晃、18番 玉木 美奈子  
欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第15号 農地の転用事実に関する照会について

報告第16号 地域計画変更(案)に関する意見について

(4) 議事

議案第18号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第21号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に

## 関する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬 美佳子 係長 小林 孝裕

7. 総会議長

和田 正春 (会長)

8. 議事録署名委員

2番 片桐 正敏 4番 遠藤 忠夫

9. 会議の概要

以下のとおり

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>本日の総会の委員の欠席は、議席番号 16 番 志田 晃委員、議席番号 18 番 玉木 美奈子委員であります。各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> |
| 議 長 | <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 24 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>  |
| 議 長 | <p>只今より、燕市農業委員会第 5 回総会を開会致します。それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>   |
| 議 長 | <p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 2 番 片桐 正敏 委員及び<br/>議席番号 4 番 遠藤 忠夫 委員にお願いします。</p>  |
| 議 長 | <p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。会長報告第 15 号から第 16 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>会長報告第 15 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 9 番 米納津字砂田川上の畑、1 筆、347 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、雑種地、転用許可等の有無は有り。令和 7 年 6 月 30 日、燕農委第 15479 号、農地法第 5 条、ドッグラン。農用地区域外であります。</p>                                     |
| 事務局 | <p>受付番号 10 番 小中川字本地浦の畑、1 筆、257 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、境内地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p>  |
| 事務局 | <p>受付番号 11 番 八王寺字前新畑の田畑、計 3 筆、246 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得</p>  |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p>   |
| 事務局 | <p>続きまして、会長報告第 16 号、「地域計画変更（案）に関する意見について」であります。</p> <p>地域計画変更（案）について、農政課より意見聴取がありました。申請番号 23 番から 24 番の計 4 筆、1,632 m<sup>2</sup>について、燕市農業委員会事務局規程の事務局長専決により意見なしの旨、回答いたしましたので報告いたします。</p> |
| 事務局 | <p>説明は以上です。</p>   |
| 議 長 | <p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質問なし）</p>  |
| 議 長 | <p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>  |
| 議 長 | <p>それでは、議案第 18 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>議案第 18 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p>   |
| 事務局 | <p>受付番号 5 番 八王寺字堤添の田畑、計 2 筆、143 m<sup>2</sup>、当初計画では住宅を建設する予定でしたが、都合により断念し、承継者が住宅を建設するものです。位置図、土地利用計画図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p>  |
| 事務局 | <p>受付番号 6 番 吉田鴻巣字七島の田、1 筆、91 m<sup>2</sup>、当初計画では車庫を建設する予定でしたが、都合により断念し、承継者が農機具置場を建設するものです。位置図、土地利用計画図は議案資料の 2 頁をご覧ください。</p>  |
| 事務局 | <p>受付番号 7 番 秋葉町四丁目の田、1 筆、290 m<sup>2</sup>、当初計画では住宅を建設する予定でしたが、都合により断念し、承継者が住宅を建設するものです。位置図、土地利用計画図は議案資料の 3 頁をご覧ください。</p>   |

|       |  |
|-------|--|
| 事務局   | 説明は以上です。   |
| 議長    | 事務局の説明が終わりました。本件につきましては、去る8月20日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。   |
| 三浦委員長 | 8月20日、午前9時30分より、市役所3階301会議室で、第1事前審査委員会、出席委員9名による審査を行いました。審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」3件、異議がなかった事を報告致します。   |
| 議長    | 只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。<br>(質疑なし)  |
| 議長    | 無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。<br>(異議なしの声)   |
| 議長    | 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。   |
| 議長    | それでは、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。   |
| 事務局   | 議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。   |
| 事務局   | 受付番号4番 小池字前田の畑、1筆、95㎡、転用目的は、駐車場兼農機具置場。令和7年10月15日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の4頁をご覧ください。<br>住宅敷地が狭く、既存の農機具を格納するスペースが確保できないため、また、新たに購入するトラックを駐車するスペースも必要になったため、駐車場兼農機具置場として利用するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されると |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>ころであります。</p> <p>説明は以上です。</p>  |
| 議 長   | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>   |
| 三浦委員長 | <p>審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>  |
| 議 長   | <p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>   |
| 議 長   | <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>  |
| 議 長   | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>  |
| 議 長   | <p>それでは議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>   |
| 事務局   | <p>議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p>  |
| 事務局   | <p>受付番号21番 八王寺字堤添の田畑、計2筆、143㎡、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、令和7年11月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料1頁へお戻りください。先ほど事業計画変更5番で説明した案件であります。</p> <p>現在、住んでいる住宅が老朽化し、不便になったため、当該地を借受け、住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>受付番号 22 番 吉田鴻巣字七島の田、1 筆、91 m<sup>2</sup>、転用目的は農機<br/>具置場。契約内容は売買、令和 7 年 10 月 31 日完工予<br/>定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 2 頁へお<br/>戻りください。先ほど事業計画変更 6 番で説明した案<br/>件であります。</p> <p>現在使用している農機具置場が手狭となったため、<br/>当該地を購入し、農機置場として利用するものです。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し<br/>周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であ<br/>ると判断される場所とあります。</p> |
| 事務局 | <p>受付番号 23 番 吉田字樋ノ口の畑、1 筆、166 m<sup>2</sup>、転用目的は住<br/>宅。契約内容は売買、令和 8 年 2 月 20 日完工予定。<br/>位置図・土地利用計画図は、議案資料 5 頁をご覧くだ<br/>さい。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったた<br/>め、当該地を購入し、住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定された<br/>用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用<br/>との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地である<br/>と判断される場所とあります。</p>           |
| 事務局 | <p>受付番号 24 番 水道町四丁目の田、1 筆、204 m<sup>2</sup>、転用目的は住<br/>宅。契約内容は売買。令和 8 年 4 月 30 日完工予定。<br/>位置図・土地利用計画図は、議案資料 6 頁をご覧くだ<br/>さい。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったた<br/>め、当該地を購入し、住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用<br/>途地域内の農地であることから、農業上の土地利用と<br/>の調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると<br/>判断される場所とあります。</p>            |
| 事務局 | <p>受付番号 25 番 南六丁目の畑、1 筆、1,028 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場<br/>36 台。契約内容は贈与。令和 7 年 11 月 30 日完工予<br/>定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 7 頁をご覧<br/>ください。</p> <p>近くに診療所があり、駐車場の需要が多いため、当</p>  |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>該地を譲り受け、駐車場 36 台を整備するものです。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>   |
| 事務局   | <p>受付番号 26 番 白山町三丁目の田、計 2 筆、261 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は売買。令和 8 年 1 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 8 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため、当該地を購入し、住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>                          |
| 事務局   | <p>受付番号 27 番 秋葉町四丁目の田、1 筆、290 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 8 年 1 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 3 頁へお戻りください。先ほど事業計画変更 7 番で説明した案件であります。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため、当該地を購入し、住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> |
| 事務局   | 説明は以上です。   |
| 議長    | 事務局の説明が終わりました。本件についても第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。  |
| 三浦委員長 | 審査の結果「農地法第 5 条の規定による許可申請」7 件、異議がなかった事を報告致します。  |

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | <p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>   |
| 議 長   | <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>  |
| 議 長   | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>  |
| 議 長   | <p>次に、議案第 21 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>  |
| 事務局   | <p>議案第 21 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」であります。</p>  |
| 事務局   | <p>10 年の促進計画であります。</p> <p>番号 1 番に始まり、番号 125 番まで計 2 件、125 筆、89,082.5 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年になります。</p> |
| 事務局   | <p>5 年の促進計画であります。</p> <p>番号 126 番に始まり、番号 187 番まで 1 件、62 筆、45,819 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年になります。</p>     |
| 事務局   | <p>説明は以上です。</p>  |
| 議 長   | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、本件についても第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>                                       |
| 三浦委員長 | <p>審査の結果、農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画について、187 筆、意見は特になかった事を報告致します。</p>  |
| 議 長   | <p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>   |

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の187筆について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の187筆について、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>                         |
| 議 長 | <p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。</p>   |
| 議 長 | <p>なお、議案第21号の案件につきましては、県の公告により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会5回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前9時52分)</p>    |

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第 14 条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総 会 議 長

---

議事録署名委員

---

議事録署名委員

---